

専決処分の承認を求めることについて
(舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定)

【改正理由】

地方税法の一部改正法が、令和7年3月31日に公布され、4月1日より施行されたため。

【主な改正項目】

1.軽自動車税種別割(二輪車)の車両区分の見直し

1) 改正内容(第82条関係)

総排気量125CC以下で最高出力を4.0KW(50CC相当)以下に制御した新基準原付の区分の追加を行う。

2) 施行期日 : 令和7年4月1日

2.軽自動車税種別割の減免申請時における運転免許証提示に係る見直し

1) 改正内容(第90条関係)

道路交通法の改正により、個人番号カードに運転免許証の情報を記録することが可能となったため、軽自動車税種別割の減免申請の際に提示しなければならない運転免許証について、当該情報が記録された個人番号カードによることを可能とする。

2) 施行期日 : 令和7年4月1日

3.特定マンションのうち区分所有に係る住宅に対する特例の見直し

1) 改正内容(附則第7条の3関係)

特定マンションのうち区分所有に係る住宅に対する固定資産税の減額申請について、マンション管理組合管理者が一括申請できるよう拡充を行う。

2) 施行期日 : 令和7年4月1日

4.令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例適用に関する申告等の規定の延長

1) 改正内容（附則第7条の5関係）

令和2年7月豪雨により住宅が滅失又は損壊した住宅用地について、固定資産税を減額する特例制度に係る住宅用地の申告を不要とする規定を令和8年度分まで2年間延長

※本市では、申請実績なし

2) 施行期日　：　令和7年4月1日